

支給認定・利用調整について

平成26年11月21日

津市健康福祉部 子育て推進課

みんなが、子育てしやすい国へ。



すくすく
ジャパン!



支給認定について（保育の必要性の認定）

- 子ども・子育て支援新制度では実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、保育の必要性を認定し、給付をする。
（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号、第3号）

 - 保育の必要性の認定に当たっては、下記の2項目について行う。
 - ①「事由」（保護者の就労、疾病など）
（子ども・子育て支援法施行規則第1条各号）
 - ②「区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分（保育必要量））
（子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項）
- 事由に応じて、支給認定期間、区分が設定される。
- 区分に応じて、保護者は利用者負担額を支払う。また区分の範囲内で保育を利用する。保育所等は各区分に対応する保育時間（11時間、8時間）を設定し、各保育時間を超過して保育を利用した場合は、保護者は原則延長保育料を負担する。

保育必要性の事由について

現行制度	新制度
保育所を利用する場合	保育所等を利用する場合
保護者が以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を <u>保育することができないと認められること</u>	保護者が以下のいずれかの事由に該当し、 <u>保育が必要であると認められること</u>
「保育に欠ける」事由	「保育の必要性」の事由
昼間労働することを常態としていること	就労（パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応）★
妊娠中であるか又は出産後間がないこと	妊娠、出産
疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること	保護者の疾病、障害
同居の親族を常時介護していること	同居又は長期入院している親族の介護・看護
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること	災害復旧
	求職活動（保護者の両方が求職活動する場合も含む）
	就学
	虐待やDVのおそれがあること
	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること
	その他市長が必要と認める場合
市長が認める上記に類する状態	

※本市の現行において、保護者の一方の求職活動や、就学などを「市長が認める保育に欠ける状態」に含めて、運用上対応している。

表の★について

『保育の必要性の事由のうち、就労の場合は、一月において、48時間から64時間までの範囲内で市町村が定める時間以上の労働を常態とすること』とあり、市町村が定める時間を60時間として、第2回津市子ども・子育て会議で提案した。

（子ども・子育て支援法施行規則第1条第1号、津市子ども・子育て支援法に基づく支給認定に関する規則第2条）

保育必要性の事由と保育必要量の区分について

現行制度

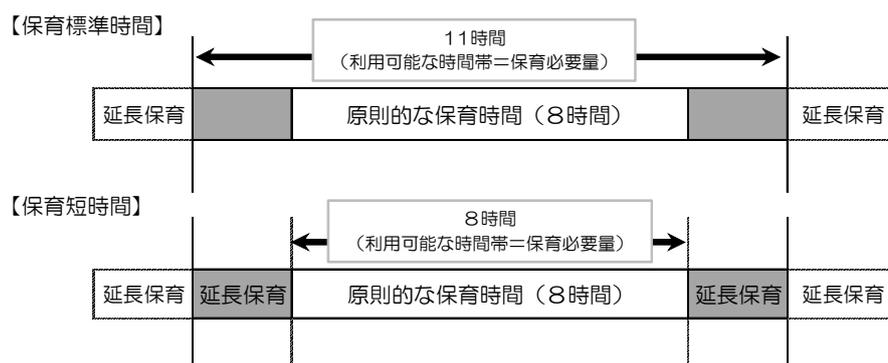
保育必要量の区分なし。就労等の時間や事由にかかわらず、新制度における標準時間にあたる時間の保育が利用可能。

新制度

「保育の必要性」の事由	区分	備考
就労（パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応）	保育短時間	月当たり就労時間 120 時間未満
	保育標準時間	月当たり就労時間 120 時間以上
妊娠、出産	保育標準時間	希望する場合は 保育短時間可
保護者の疾病、障害	保育標準時間	希望する場合は 保育短時間可
同居又は長期入院している親族の介護・看護	保育短時間	月当たり介護等時間 120 時間未満
	保育標準時間	月当たり介護等時間 120 時間以上
災害復旧	保育標準時間	希望する場合は 保育短時間可
求職活動（保護者の両方が求職活動する場合も含む）	保育短時間	
就学	保育短時間	月当たり就学時間 120 時間未満
	保育標準時間	月当たり就学時間 120 時間以上
虐待や DV のおそれがあること	保育標準時間	
育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること	保育短時間	
その他市長が必要と認める場合		市長が認める保育必要量区分

保育必要量の認定と保育の利用について

保護者は、認定された区分に対する保育施設等の利用可能時間内で、保育の利用を行う。



保育施設等の利用調整について

- 市町村は、保育を必要とする子どもに対して、保育の実施義務を負う。
(児童福祉法第24条)
- 当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整（利用調整）を行う。
(児童福祉法第24条第3項、法附則第73条第1項による読み替え後)
- 国は、利用調整を適切に行うため、優先利用に関する基本的考え方を通知により示している。
 - ・ 事案に応じて調整指数上の優先度を高めることにより、優先利用を可とする仕組みを基本とすること。
 - ・ 優先利用の対象として考えられる事項の例示。
(こども・子育て支援法に基づく支給認定等ならびに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について)

優先利用の対象事項にかかる事例	津市における取扱上の注意事項
ひとり親家庭	単身の保護者とその子以外の同居人がいない場合 上記以外のひとり親家庭
生活保護世帯	就労により経済的な自立に資する場合
生計維持者たる保護者の失業により就労の必要性が高い場合 (他方の保護者が住民税非課税に限る)	就労により経済的な自立に資する場合
社会的養護が必要な場合	社会福祉事務所長又は児童相談所長が虐待又はDVがあると認定する場合
子どもが障害を有する場合	当該子どもを受け入れることができる施設を希望する場合
育児休業を終了した場合	育児休業法に基づくもの
兄弟姉妹が同一保育所等の利用を希望する場合（在園児の兄弟姉妹、未入所の兄弟姉妹が同時に入所を希望する場合）	
小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童	連携施設を希望する場合

利用調整に係る選考基準及び利用調整の方法について

現行制度
基本点数
それぞれの保護者について、労働時間、疾病などの状況に応じて基本点数を決定
優先順位
基本点数が同点となった場合に、子どもの祖父母の状況に応じた判定点を加算

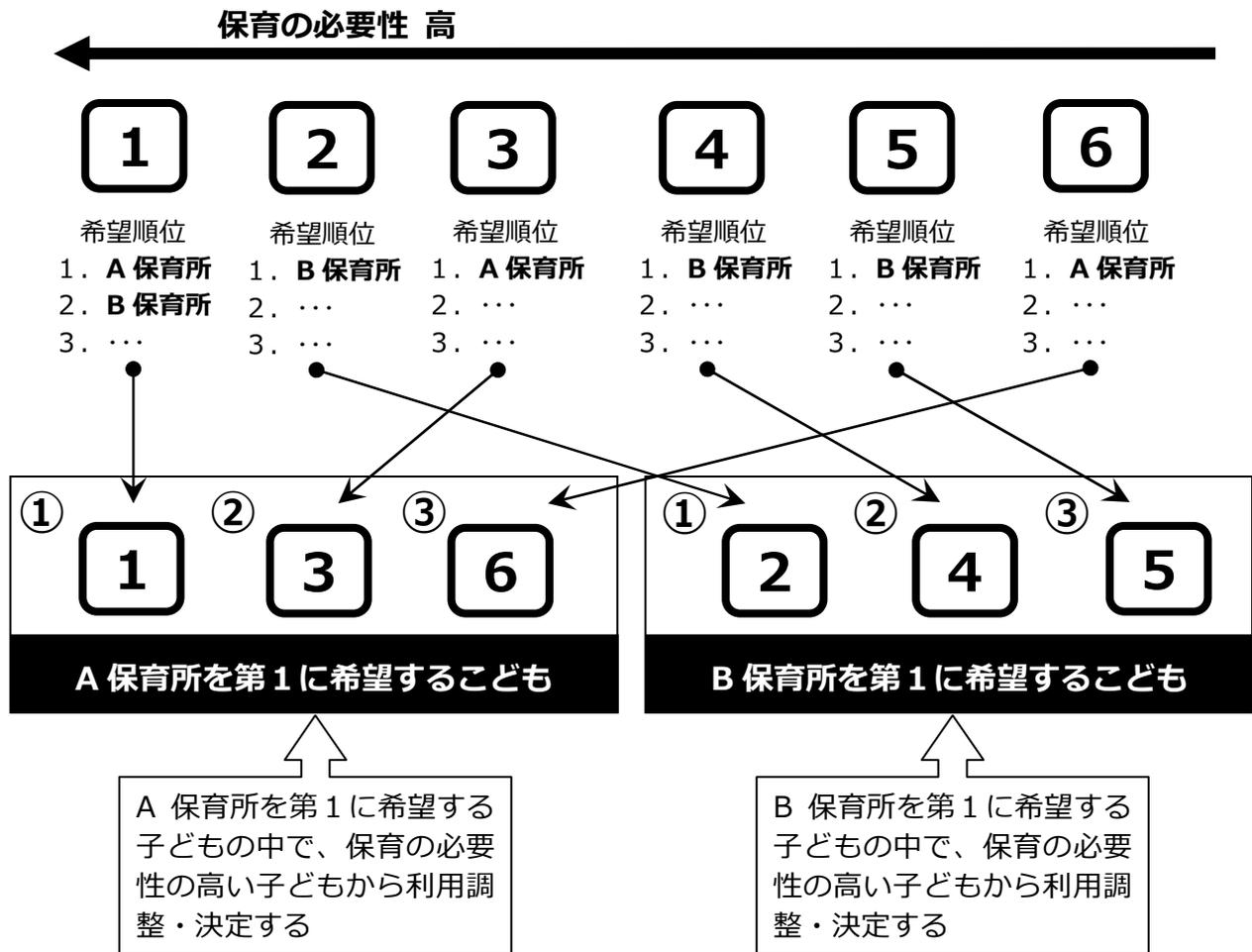
新制度
基本点数
それぞれの保護者について、労働時間、疾病などの状況に応じて基本点数を決定
調整指数
国が示す優先利用の対象として考えられる事項に応じて調整指数を加算
優先順位
基本点数と調整指数の合計が同点となった場合に、子どもの祖父母の状況に応じた判定点を加算

上記基本点数等を合計し、保育の必要性の順位付けをする

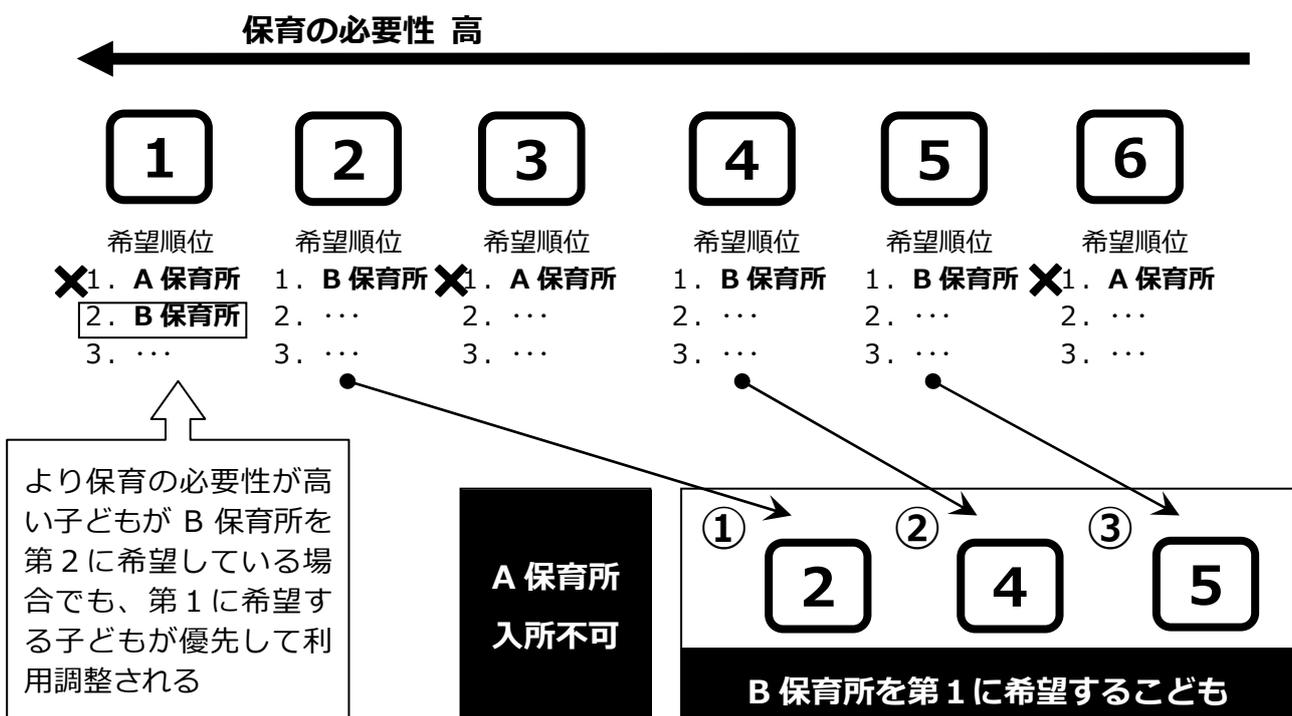
利用調整方法
保護者の希望を優先
ある保育所を第1に希望する子どものうちで、保育の必要性（基本点数）の高い子どもから利用調整をする。
調整結果の違い
ある保育所を第2希望にする子どもが、第1希望にする子どもより保育の必要性が高い場合でも、第1に希望する子どもが優先して利用調整される。

利用調整方法
子どもの保育の必要性を優先
希望する保育所等にかかわらず、保育の必要性（基本点数、調整指数の合計）の高い子どもから利用調整を行う。その際、利用希望の高い保育所から利用調整をする。
調整結果の違い
ある保育所等を第2希望にする子どもが、第1希望にする子どもより優先して利用調整される。

現行制度の利用調整



A 保育所が利用定員を超える等により、入所できない場合



新制度の利用調整

保育の必要性の高い子どもから、希望する施設（保育所等）の順に、利用調整・決定をする

A 施設（保育所等）が利用できない場合

